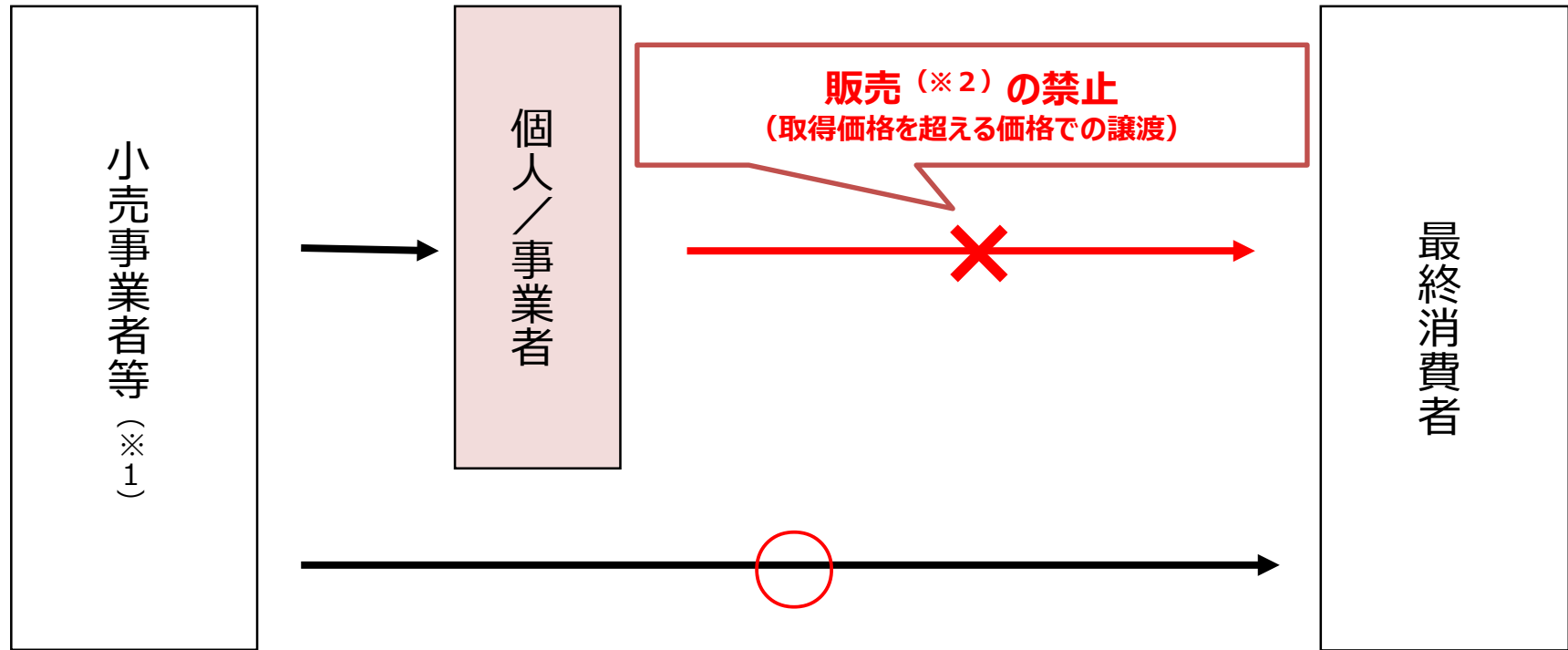


国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について

【厚生労働省、経済産業省、消費者庁】

(国民生活安定緊急措置法第26条第1項に基づく、譲渡の制限措置の導入)



※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む

※2 店舗、フリーマーケットや露店、インターネット(SNS含む)等を通じた不特定又は多数の者への販売行為

○対象：衛生マスク

○違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

○公布日から4日後 (3/15) に施行

(参考 1) 衛生マスクについて

- **家庭用マスクをはじめ、医療用マスクや産業用マスク等**、一般に市販されている健康・予防、衛生環境の維持等に用いられるマスク※が幅広く含まれる。

※天然繊維・化学繊維の織物または不織布等を主な本体材料として、口と鼻を覆う形状で、花粉、ホコリなどの粒子が体内に侵入するのを抑制、また風邪などの咳やくしゃみの飛沫が体内に侵入、飛散するのを抑制することを目的に使用される衛生用品 [参照：マスクの表示・広告自主基準 日本衛生材料工業連合会]

【転売禁止の対象となるマスク】

家庭用マスク

かぜ、花粉対策などの目的で日常に使われるマスク。

医療用マスク

主に医療現場もしくは医療用に使用される感染防止用マスク。

産業用マスク

主に工場などで作業時の防塵対策として使用されるマスク。



※個人が自作したマスクも用途、素材、形状等に応じて対象となる。

【対象外(例)】

美容フェイスマスク (パック等)



防護マスク



(参考2) 転売が禁止となるマスクの購入元について

- 一般消費者がアクセス可能な店舗、インターネットサイトなどを通じて広くマスクを販売する小売業者等が対象。
- 具体的には、小売業者に加えて、製造/輸入事業者、卸業者及び個人も、消費者向けに広く直販する場合は対象。(ただし、事業者を対象に相手方を特定して取引を行う通常の卸売取引は対象外)

【転売禁止の対象となる購入元】

小売業者



その他
(製造/輸入事業者、卸業者、個人等が消費者向けに直販する場合)

※会員制、登録制のスーパー等も対象となる。
※あくまで購入した商品を転売する行為が規制対象であり、これらの事業者等が消費者に直接販売することは規制対象外。

【対象外(例)】

<相手方を特定して行う取引例>

製造/輸入
事業者



卸業者



小売業者



最終消費者

※転売規制の対象外取引
(卸業者、小売業者は、
購入した商品を販売可能)